

# 開発行為許可通知書

第 24-008 号

徳島県板野郡北島町高房字勝瑞境 36 番地 1  
株式会社アルファード  
代表取締役 七條 政利 様

令和 6 年 11 月 28 日付で申請のあった開発行為については、都市計画法第 29 第 1 項の規定により許可する。

令和 6 年 12 月 17 日

綾川町長 前田 武 俊



## 許可の内容

開発区域に含まれる地域の名称	綾歌郡綾川町滝宮字東田井 411 番 1、411 番 2、412 番 1、413 番 1、413 番 5、綾歌郡綾川町萱原字下所 806 番 6、807 番 14 の一部、811 番 3 及び地先農道・水路
開発区域の面積	9714.41 m <sup>2</sup>
予定建築物等の用途	一戸建ての住宅（宅地分譲 26 区画）

## 許可の条件（不許可の理由）

- 裏面の「開発行為に対する一般的注意」を遵守すること。
- 綾川町宅地等の開発事業に関する指導要綱に基づく協定書（令和 6 年 10 月 30 日締結）の内容を遵守すること。

法第 4 1 条第 1 項の規定に基づく制限  
なし

## （付 記）

- この許可に係る開発行為の施行に際しては、都市計画法令、許可条件、指示命令その他宅地造成に関する法令等を守るとともに、裏面記載事項に留意して工事の適正万全を図ること。
- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 箇月以内に、都市計画法第 50 条第 1 項前段の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求をすることができる。  
ただし、この処分が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、「都市計画法第 50 条第 1 項前段の規定により、香川県開発審査会に対して審査請求」とあるのを「都市計画法第 51 条第 1 項の規定により、公害等調整委員会に裁定の申請」と読み替えることができる。